

21. 欧州共同体商標庁 (OHIM) の訪問で学んだ「3 要点」

1. スペインにおいては常に知的財産権と産業財産権(以下産財)を区別している。スペインにおける知財とは著作権のことで、既存のもしくは将来発明される有景または、無形の媒介によって表現される文芸著作物・芸術著作物・または科学著作物の原本の全てから構成される。一方、その他の商標・意匠・実用新案などは産財として区別する。

2. スペインにおいて侵害が発見された場合、知財(著作権)以外は、権利がスペインで登録されていないと争えないという大前提がある。意匠権の場合、その商品が市場である程度の結果を出せるまでは登録しなくても、その作者に権利が帰属されるという例外があるが、不正競争防止法という法律は存在しないと考えた方が無難である。

3. スペインにおいて侵害行為を取り締まるのは税関・警察・特許庁の3機関である。しかし、例えばソフトウェアのように特許として登録が難しい案件は、著作権として登録し、著作権協会が保護する。しかし侵害があったときに取り締まれるのはあくまでも上記の団体である。

では、日本企業は、どうすれば良いのか。警察の海賊版対策部門やインターネットにおける不正行為部門に日本の情報を提供して損害防止する方法が取られる。

